

---

プロジェクト **IFRS S1 号に相当する基準の開発**

項目 **つながりのある情報**

---

## 本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S1 基準における**つながりのある情報**に関する定めについて検討することを目的としている。本論点に関連する論点として、第 12 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 4 月 25 日開催）において、「財務上のデータ及び仮定に関する開示」について、IFRS S1 号の公開草案に基づく審議を行っているが、2023 年 6 月に IFRS S1 号が確定したことを踏まえ、追加的に検討を行うべきかどうかを含め、検討を行う。

## 事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 13 項及び第 14 項参照）。

日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めを取り入れ、次のことを定める。

- (1) 一般目的財務報告書の主要な利用者が、次のすべての種類のつながりを理解できるよう情報を開示しなければならない。
  - ① その情報が関連する項目の間のつながり（企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会間のつながりなど）
  - ② サステナビリティ開示内（ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標に関する開示の間のつながりなど）の開示の間のつながり
  - ③ サステナビリティ開示と、一般目的財務報告書に含まれるその他の情報（企業自身の関連する財務諸表など）との間のつながり

- (2) サステナビリティ開示の作成に用いるデータ及び仮定は、財務諸表の作成に用いた会計基準を考慮した上で可能な限り、関連する財務諸表の作成に用いるデータ及び仮定と整合していなければならない。
- (3) 開示の間のつながりを描写するには、必要な説明及び相互参照を行い、一貫性があるデータ、仮定及び測定単位を用いることになるが、これらに限定されない。つながりのある情報を提供するにあたり、次のすべてを行わなければならない。
- ① 開示の間のつながりを明瞭かつ簡潔に説明する。
  - ② 当委員会が公表するサステナビリティ開示基準において、共通の情報項目の開示が要求されている場合、不必要な重複を避ける。
  - ③ サステナビリティ開示を作成するにあたり用いたデータ及び仮定と、関連する財務諸表を作成するにあたり用いたデータ及び仮定の間の重大な相違についての情報を開示する。

規範性のないガイダンス（＜ハンドブック＞「つながりのある情報」（本資料「別紙」参照（HP では非公表））において、つながりのある情報の補足情報を提供する。

## ISSB 基準の理解

4. IFRS S1 号では、つながりのある情報に関して次のように定めている（和訳は事務局による仮訳）。

|                  |  |
|------------------|--|
| <p><b>21</b></p> | <p><b>An entity shall provide information in a manner that enables users of general purpose financial reports to understand the following types of connections:</b></p> <p>(a) <b>the connections between the items to which the information relates—such as connections between various sustainability-related risks and opportunities that could reasonably be expected to affect the entity’s prospects; and</b></p> <p>(b) <b>the connections between disclosures provided by the entity:</b></p> <p style="padding-left: 20px;">(i) <b>within its sustainability-related financial disclosures—such as connections between disclosures on governance, strategy, risk management and metrics and targets; and</b></p> <p style="padding-left: 20px;">(ii) <b>across its sustainability-related financial disclosures and other general purpose financial reports published by the entity—such as its related financial statements (see paragraphs B39–B44).</b></p> <p>企業は、一般目的財務報告書の利用者が、次のすべての種類のつながりを理解できるようにする情報を提供しなければならない。</p> <p>(a) その情報が関連する項目の間のつながり（企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会間のつながりなど）</p> <p>(b) 企業が提供する開示の間の次のすべてのつながり</p> |
|------------------|--|

- (i) サステナビリティ関連財務開示内（ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標に関する開示の間のつながりなど）
- (ii) サステナビリティ関連財務開示と、企業が公表するその他の一般目的財務報告書（企業自身の関連する財務諸表など）との間（B39 項から B44 項参照）。

**23 Data and assumptions used in preparing the sustainability-related financial disclosures shall be consistent—to the extent possible considering the requirements of IFRS Accounting Standards or other applicable GAAP—with the corresponding data and assumptions used in preparing the related financial statements (see paragraph B42).**

サステナビリティ関連財務開示の作成に用いるデータ及び仮定は、「IFRS 会計基準」又はその他の適用される会計基準を考慮した上で可能な限り、関連する財務諸表の作成に用いるデータ及び仮定と整合していなければならない（B42 項参照）。

**B39 Paragraph 21 requires an entity to provide information in a manner that enables users of general purpose financial reports to understand connections both between the items to which the information relates and between disclosures provided by the entity in its general purpose financial reports.**

第 21 項は、その情報が関連する項目の間のつながり及び企業が一般目的財務報告書で提供する開示の間のつながりの両方を一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにする情報を企業が提供することを要求している。

**B40 Connected information provides insight into connections between the items to which the information relates. For example:**

- (a) if an entity pursued a particular sustainability-related opportunity and that resulted in an increase in the entity’s revenue, connected information will depict that relationship between the entity’s strategy and its financial performance;
- (b) if an entity identified a trade-off between two sustainability-related risks it is exposed to and took action on the basis of its assessment of that trade-off, connected information will depict the relationship between those risks and the entity’s strategy; and
- (c) if an entity committed to a particular sustainability-related target, but that commitment has not yet affected the entity’s financial position or financial performance because the applicable recognition criteria have not been met, connected information will depict that relationship.

つながりのある情報は、その情報が関連する項目の間のつながりに関する洞察を提供する。例えば、次が挙げられる。

- (a) 企業が特定のサステナビリティ関連の機会を追求し、その結果、企業の売上が増加した場合、つながりのある情報は、企業の戦略及び財務業績との関係を描写する。
- (b) 企業が、企業自身がさらされている 2 つのサステナビリティ関連のリスクの間にトレードオフを識別し、当該トレードオフの評価を基礎として行動を取った場合、つながりのある情報は、それらのリスク及び企業の戦略との間の関係を描写する。
- (c) 企業が特定のサステナビリティ関連の目標を約束しているが、適用される認識規準を満たしていないため、当該約束がまだ企業の財政状態又は財務業績に影響を与えていない場合、つながりのある情報はその関係を描写する。

**B41 Connected information includes:**

- (a) connections between various types of information about a particular sustainability-related risk or opportunity, such as:
  - (i) between disclosures on governance, strategy and risk management; and
  - (ii) between narrative information and quantitative information (including related metrics and targets and information in the related financial statements).
- (b) connections between disclosures about various sustainability-related risks and opportunities. For example, if an entity integrates its oversight of sustainability-related risks and opportunities, the entity shall integrate the disclosures on governance instead of providing separate disclosures on governance for each sustainability-related risk and opportunity.

つながりのある情報は、次のすべてを含む。

- (a) 特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会についてのさまざまな種類の情報の間のつながり。例えば、次のものがある。
  - (i) ガバナンス、戦略及びリスク管理についての開示の間
  - (ii) 記述的な情報及び定量的な情報との間（関連する指標及び目標並びに関連する財務諸表に含まれる情報を含む。）
- (b) さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会についての開示の間のつながり。例えば、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会の監督を統合している場合、当該企業は、それぞれのサステナビリティ関連のリスク及び機会について、ガバナンスの開示を個別に提供するのではなく、ガバナンスの開示を統合しなければならない。

**B42** Drawing connections between disclosures involves, but is not limited to, providing necessary explanations and cross-references and using consistent data, assumptions, and units of measure. In providing connected information, an entity shall:

- (a) explain connections between disclosures in a clear and concise manner;
- (b) avoid unnecessary duplication if IFRS Sustainability Disclosure Standards require the disclosure of common items of information; and
- (c) disclose information about significant differences between the data and assumptions used in preparing the entity's sustainability-related financial disclosures and the data and assumptions used in preparing the related financial statements.

開示の間のつながりの描写は、必要な説明及び相互参照を提供すること並びに一貫性があるデータ、仮定及び測定単位を用いることを伴うが、これらに限定されない。つながりのある情報を提供するにあたり、企業は次のすべてを行わなければならない。

- (a) 開示の間のつながりを明瞭かつ簡潔に説明する。
- (b) 「IFRS サステナビリティ開示基準」が、共通の情報項目の開示を要求する場合、不必要な重複を避ける。
- (c) 企業がサステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり用いたデータ及び仮定と、関連する財務諸表を作成するにあたり用いたデータ及び仮定の間の重大な差異についての情報を開示する。

**B43** For example, in providing connected information an entity might need to explain the effect or likely effect of its strategy on its financial statements and financial planning, or explain how that strategy relates to the metrics the entity uses to measure progress against targets. Another entity might need to explain how its use of natural resources or changes within its supply chain could amplify or, in contrast, reduce its sustainability-related risks and opportunities. The entity might need to link the information about its use of natural resources or changes within its supply chain to information about current or anticipated financial

effects on the entity's production costs, its strategic response to mitigate those risks and its related investment in new assets. The entity might need to link narrative information to the related metrics and targets and to information in the related financial statements.

例えば、つながりのある情報を提供するにあたり、企業は、企業の戦略が財務諸表及び財務計画に与えている影響又は可能性のある影響について説明する必要がある場合があったり、企業の戦略が目標に向けた進捗を測定するために企業が用いる指標とどのように関連しているかについて説明したりする必要がある場合がある。別の企業は、天然資源の使用又は企業のサプライ・チェーン内の変化によって、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会がどのように増幅され得るか又は、逆に、縮小され得るかを説明する必要がある場合がある。企業は、天然資源の使用又はサプライ・チェーン内の変化についての情報を、企業の製造コストへの現在の又は予想される財務的影響、それらのリスクを軽減するための企業の戦略的な対応並びに新たな資産への関連投資についての情報とつなげる必要がある場合がある。企業は、記述的な情報を、関連する指標及び目標とつなげ、また、関連する財務諸表における情報とつなげる必要がある場合がある。

**B44 Other examples of connected information include:**

- (a) an explanation of the combined effects of the entity's sustainability-related risks and opportunities and its strategy on its financial position, financial performance and cash flows over the short, medium and long term. For example, an entity might face decreasing demand for its products because of consumer preferences for lower-carbon alternatives. The entity might need to explain how its strategic response, such as closing a major factory, could affect its workforce and local communities, and the effect of such a closure on the useful lives of its assets and on impairment assessments.
- (b) a description of the alternatives that an entity evaluated in setting its strategy in response to its sustainability-related risks and opportunities, including a description of the trade-offs between those risks and opportunities that the entity considered (see paragraph 33(c)). For example, an entity might need to explain the potential effects of its decision to restructure its operations in response to a sustainability-related risk on the future size and composition of the entity's workforce.

つながりのある情報のその他の例は、次のものを含む。

- (a) 企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会並びに企業の戦略が、短期、中期及び長期にわたり企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える複合的な影響についての説明。例えば、企業は、低炭素の代替品を愛好する消費者により、企業の製品の需要の減少に直面する場合がある。企業は、主要な工場の閉鎖などの企業の戦略的な対応が労働力及び地域コミュニティにどのような影響を与える可能性があるかについて説明する必要がある場合があり、また、そのような閉鎖が資産の耐用年数及び減損の評価に与える影響について説明する必要がある場合がある。
- (b) サステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略を策定するにあたり企業が評価した代替案の記述（企業が考慮したそれらのリスク及び機会の間のトレードオフについての記述を含む。）（第33項(c)参照）。例えば、サステナビリティ関連のリスクに対応するための事業再編に関する意思決定について、企業の労働力の将来の規模及び構成への潜在的な影響について説明する必要がある場合がある。

**公開草案に対する当委員会のコメント**

5. 当委員会は、IFRS S1 号の公開草案に対し、次のようなコメントを行った。
  - (1) 「つながり」について、利害関係者の間で理解が異なることにより適用が困難な場合があるため、ISSB は追加的なガイダンスを提供すべきである。
  - (2) 財務データ及び仮定について、サステナビリティ開示においては、財務諸表よりも長い期間の見積りを行う場合もあるため、そのような場合には、サステナビリティ情報と財務諸表における情報との違いについて説明する開示を行うべきである。

**これまでの審議の概要**

6. 本論点に関する第 12 回サステナビリティ基準委員会における事務局の提案は、次のとおりである。

日本版 S1 基準において、次のことを定める。

- (1) サステナビリティ開示に財務上のデータ及び仮定が含まれる場合、当該財務上のデータ及び仮定は、IFRS 会計基準又はその他の関連する一般に公正妥当と認められた会計原則の要求事項を考慮して、可能な限り、企業の財務諸表における対応する財務上のデータ及び仮定に整合していなければならない。
  - (2) サステナビリティ開示を作成する際に企業が用いた財務上のデータ及び仮定と、財務諸表を作成する際に企業が用いた財務上のデータ及び仮定の間の重大な (significant) 相違について、情報を開示しなければならない。
7. これに対し、次のような意見が聞かれた。
    - (1) 財務情報とサステナビリティ情報では、その前提となる時間軸が異なるケースが考えられるが、時間軸の違いを起因として、両方で用いた財務上のデータ及び仮定の間には重大な相違が生じる場合も、前項(2)の開示を求めるとの理解でよいか。
    - (2) サステナビリティ情報は将来に関する情報を多く含むため、会計情報とサステナビリティ情報で同じシナリオを用いたとしても、シナリオに対する結果が両方で異なる可能性が考えられる。従って、結果の差異が大きい場合には、作成者はその差異の説明を行うことが基本的な考え方となる。
    - (3) 前項(2)の重大な相違に関する開示について、サステナビリティ開示において複数のシナリオを用いている場合、サステナビリティ開示におけるシナリオのいずれも財

務諸表における見積りと整合しない場合を指すのか、それとも、サステナビリティ開示におけるシナリオの一部でも整合しない場合を指すのか。

## 事務局による分析

### （「つながりのある情報」に対する理解）

8. 前述の第5項(1)において当委員会がコメントしたように、つながりのある情報に関しては、関係者の間で理解が異なることが問題とされてきたと考えられる。これに対し、確定した IFRS S1 号では、次のような対応がなされた。
- (1) つながりのある情報の種類として次の3種類があることが明らかにされた（IFRS S1 号第21項）。
- ① その情報が関連する項目の間のつながり
  - ② サステナビリティ開示内の開示の間のつながり
  - ③ サステナビリティ開示と、一般目的財務報告書に含まれるその他の情報との間のつながり
- (2) つながりのある情報に関して、複数の事例が示された（IFRS S1 号 B40 項、B41 項、B43 項及び B44 項）。
9. これらの対応によって、「つながりのある情報」の概念について、一定程度、理解が共有されたと考えられるため、IFRS S1 号の定めをそのまま取り入れることが考えられる。

### （データ及び仮定に関する開示）

10. 前述の第5項(2)において当委員会がコメントした点については、IFRS S1 号 B42 項(3)において、つながりのある情報に関する開示の一部として、サステナビリティ開示を作成するにあたり用いたデータ及び仮定と、関連する財務諸表を作成するにあたり用いたデータ及び仮定の間の重大な差異についての情報を開示することが要求されたため、当委員会のコメントには対処されたと考えられる。
11. 一方、データ及び仮定に関する開示については、前述の第7項に記載したとおり、第12回サステナビリティ基準委員会において複数の意見が聞かれている。これらについては、次のように整理することができると考えられる。
- (1) 前述の第7項(1)については、IFRS S1 号第23項において、サステナビリティ開示の作成に用いるデータ及び仮定は「会計基準を考慮した上で、可能な限り」関連する財務諸表の作成に用いるデータ及び仮定と整合していなければならないとされたのは、

両者の完全一致を強制するものではないことを明確にしたものであり、サステナビリティ開示と財務諸表との間で、データ及び仮定が相違する正当な理由があり得るため、重大な相違がある場合に当該相違に関する情報の開示を求めることとした旨が、IFRS S1 号の結論の根拠で示されている（IFRS S1 号 BC90 項）。このため、財務諸表が会計基準に従って作成されている限りにおいては、時間軸の違いに起因して重大な相違が生じる場合には、データ及び仮定が相違する正当な理由になり、開示の対象となり得ると考えられる。

(2) 前述の第 7 項(2)については、サステナビリティ開示と財務諸表が同じデータ及び仮定に基づき作成されていたとしても、両者が整合していないように見える場合には、つながりに関して主要な利用者が理解できるような情報を開示すべきとの開示目的（IFRS S1 号第 21 項）を満たすためには、両者の不整合について説明することが考えられ、開示の対象となり得ると考えられる。

(3) 前述の第 7 項(3)については、サステナビリティ開示を作成するために複数のシナリオを用いた場合でも、財務諸表における見積りを作成するにあたり最も確からしい単一のシナリオを用いるときもあれば、サステナビリティ開示を作成するために用いた複数のシナリオの一部のみを用いて財務諸表における見積りを作成するときもあると考えられる。また、財務諸表における見積りを作成するにあたり採用したシナリオが、サステナビリティ開示を作成するために用いた複数のシナリオのいずれにも該当しない場合も考えられる。いずれの場合においても、財務諸表が会計基準に従って作成されている限りにおいては、データ及び仮定が相違する正当な理由になり得ると考えられる。このため、採用したシナリオの違いに起因して重大な相違が生じる場合には、開示の対象となり得ると考えられる。

12. 前項の分析は、確定した IFRS S1 号において示された定めを基礎として導くことができるため、IFRS S1 号における定めをそのまま取り入れることが適切と考えられる。

#### **(事務局による提案)**

13. したがって、日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めを取り入れ、次のように定めることが考えられるかどうか。

(1) 一般目的財務報告書の主要な利用者が、次のすべての種類のつながりを理解できるような情報を開示しなければならない。



- ① その情報が関連する項目の間のつながり（企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会の間のつながりなど）
  - ② サステナビリティ開示内（ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標に関する開示の間のつながりなど）の開示の間のつながり
  - ③ サステナビリティ開示と、一般目的財務報告書に含まれるその他の情報（企業自身の関連する財務諸表など）との間のつながり
- (2) サステナビリティ開示の作成に用いるデータ及び仮定は、財務諸表の作成に用いた会計基準を考慮した上で可能な限り、関連する財務諸表の作成に用いるデータ及び仮定と整合していなければならない。
- (3) 開示の間のつながりを描写するには、必要な説明及び相互参照を行い、一貫性があるデータ、仮定及び測定単位を用いることになるが、これらに限定されない。つながりのある情報を提供するにあたり、次のすべてを行わなければならない。
- ① 開示の間のつながりを明瞭かつ簡潔に説明する。
  - ② 当委員会が公表するサステナビリティ開示基準において、共通の情報項目の開示が要求されている場合、不必要な重複を避ける。
  - ③ サステナビリティ開示を作成するにあたり用いたデータ及び仮定と、関連する財務諸表を作成するにあたり用いたデータ及び仮定の間の重大な相違についての情報を開示する。
14. また、規範性のないガイダンス（＜ハンドブック＞「つながりのある情報」（本資料「別紙」参照）において、つながりのある情報の補足情報を提供することが考えられるがどうか。

## 文案

本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。（HP では非公表）

**ディスカッション・ポイント**

- ① 本資料の第 13 項及び第 14 項に記載した事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- ② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上